

第一 公示番号 共第一号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

大島町大島地先

(二) 漁場の区域

大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

大島町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二 公示番号 共第二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

大島町大島地先

(二) 漁場の区域

大島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いさき寄網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

大島町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三 公示番号 共第三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

利島村利島地先

(二) 漁場の区域

利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	<u>一月一日から十二月三十一日まで</u>

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

利島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第四 公示番号 共第四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

利島村利島地先

(二) 漁場の区域

利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いさき寄網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

利島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

にいじま漁業協同組合のたかべ建切網漁業及びたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第五 公示番号 共第五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

新島村鵜渡根島地先

(二) 漁場の区域

鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上

	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

新島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第六 公示番号 共第六号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

新島村鵜渡根島地先

(二) 漁場の区域

鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いさき寄網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

新島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

利島村漁業協同組合のたかべ刺網漁業の入漁を拒んではならない。

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第七 公示番号 共第七号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

新島村新島、式根島及び地内島地先

(二) 漁場の区域

新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

新島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第八 公示番号 共第八号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

新島村新島、式根島及び地内島地先

(二) 漁場の区域

新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いさき寄網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

新島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項  
なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第九 公示番号 共第九号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村神津島及び祇苗島地先

(二) 漁場の区域

神津島及び祇苗島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	ひろせがい漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	同上

	とさかのり漁業 ひろめ漁業 なまこ漁業	一月一日から十月三十一日まで 同上 一月一日から十二月三十一日まで
--	---------------------------	---

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十 公示番号 共第十号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村神津島及び祇苗島地先

(二) 漁場の区域

神津島及び祇苗島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十一 公示番号 共第十一号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村恩馳島地先

(二) 漁場の区域

神津島村恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	ひろせがい漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	同上
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	ひろめ漁業	同上
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十二 公示番号 共第十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村恩馳島地先

(二) 漁場の区域

神津島村恩馳島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期



漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十三 公示番号 共第十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村銭洲地先

(二) 漁場の区域

銭洲（ネープルス、ヒラッタイ、内ダルマ及び外ダルマ）周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	同上
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村及び新島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十四 公示番号 共第十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

神津島村銭洲地先

(二) 漁場の区域

銭洲（ネーブルス、ヒラッタイ、内ダルマ及び外ダルマ）周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ建切網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ刺網漁業	同上
	いさき寄網漁業	同上
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

神津島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十五 公示番号 共第十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

三宅村三宅島地先

(二) 漁場の区域

三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上

	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	ひろせがい漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	同上
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

三宅島三宅村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十六 公示番号 共第十六号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

三宅村三宅島地先

(二) 漁場の区域

三宅島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

三宅島三宅村及び御蔵島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十七 公示番号 共第十七号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

三宅村大野原島地先

(二) 漁場の区域

大野原周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	ひろせがい漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

三宅島三宅村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十八 公示番号 共第十八号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

三宅村大野原島地先

(二) 漁場の区域

大野原周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千五百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ刺網漁業 いそ魚底刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

三宅島三宅村及び御蔵島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第十九 公示番号 共第十九号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

御蔵島村御蔵島地先

(二) 漁場の区域

御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

御蔵島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十 公示番号 共第二十号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

御蔵島村御蔵島地先

(二) 漁場の区域

御蔵島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	いそ魚底刺網漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

三宅島三宅村及び御蔵島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十一 公示番号 共第二十一号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

八丈町八丈島地先

(二) 漁場の区域

八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上

	ひろせがい漁業 てんぐさ漁業 いわのり漁業 はばのり漁業 とさかのり漁業 うに漁業 かぎいばらのり漁業 なまこ漁業	同上 四月一日から十月三十一日まで 十一月一日から翌年四月三十日まで 十一月一日から翌年四月三十日まで 一月一日から十月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで 一月一日から七月三十一日まで 一月一日から十二月三十一日まで
--	--	--

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

八丈島八丈町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十二 公示番号 共第二十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

八丈町八丈島地先

(二) 漁場の区域

八丈島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

八丈島八丈町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十三 公示番号 共第二十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

八丈町八丈小島地先

(二) 漁場の区域

八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	さざえ漁業	同上
	あわび漁業	同上
	くぼがい漁業	同上
	ばていら漁業	同上
	ひろせがい漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	とさかのり漁業	一月一日から十月三十一日まで
	うに漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	かぎいばらのり漁業	一月一日から七月三十一日まで
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

八丈島八丈町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十四 公示番号 共第二十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

八丈町八丈小島地先

(二) 漁場の区域

八丈小島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域



二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

八丈島八丈町

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十五 公示番号 共第二十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

青ヶ島村青ヶ島地先

(二) 漁場の区域

青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	とこぶし漁業	同上
	てんぐさ漁業	四月一日から十月三十一日まで
	いわのり漁業	十一月一日から翌年四月三十日まで
	はばのり漁業	同上
	なまこ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

青ヶ島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十六 公示番号 共第二十六号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

青ヶ島村青ヶ島地先

(二) 漁場の区域

青ヶ島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合千二百メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	いそ魚底刺網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

青ヶ島村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十七 公示番号 共第六十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北之島、聳島及び媒島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上

	なまこ漁業	同上
--	-------	----

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第二十八 公示番号 共第六十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北之島、聳島及び媒島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

第二十九 公示番号 共第六十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村嫁島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によつ

て囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちちょうだから、 ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項  
なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十 公示番号 共第六十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村嫁島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によつて囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十一 公示番号 共第六十六号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村弟島、兄島及び父島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線（以下第五において「陸岸」という。）と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線、(オ)及び(カ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

(ア) ひょうたん島東端

(イ) (ア)の点から百七度（真方位による。以下同じ。）五百メートルの点

(ウ) 猫岩東端から百十七度五百メートルの点

(エ) 猫岩東端

(オ) 猫岩西端

(カ) ひょうたん島西端

イ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

(ア) 人丸島東端から二十三度の線と兄島陸岸との交点

(イ) 人丸島東端

(ウ) 人丸島西端

(エ) (ウ)の点から三十五度の線と兄島陸岸との交点

ウ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線、陸岸並びに陸岸から沖合百メートルの線によって囲まれた区域

(ア) 黒岩西端

(イ) (ア)の点から百八十度百メートルの点

(ウ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から百八十度百メートルの点

(エ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端

オ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

(ア) 宮の浜東側岬の北端

(イ) (ア)の点から四十二度百五十メートルの点

(ウ) 父島潮早崎北端から零度五十メートルの点

(エ) 父島潮早崎北端

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十二 公示番号 共第六十七号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村弟島、兄島及び父島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第七 公示番号 共第六十八号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線（以下第七において「陸岸」という。）と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

(ア) 母島沖の浜北側の岬南端

(イ) (ア)の点から二百二十八度（真方位による。以下同じ。）二百メートルの点

(ウ) 母島中岬南端から百八十度二百メートルの点

(エ) 母島中岬南端

イ 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の点を順次結んだ線、(エ)及び(オ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

(ア) 平島北西側の岬北端

(イ) (ア)の点から三百二十一度五百メートルの点

(ウ) 二子島北端

(エ) 二子島南端

(オ) 平島東側の岬南端

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村母島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項  
なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十三 公示番号 共第六十九号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村母島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項  
なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十四 公示番号 共第七十号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------



第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十五 公示番号 共第七十一号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十六 公示番号 共第七十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十七 公示番号 共第七十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十八 公示番号 共第七十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村南硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで

第三十九 公示番号 共第七十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村南硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

三 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和五年九月一日

七 申請期間

令和五年五月一日から同月三十一日まで